

豊岡市監査委員 羽 尻 知 充
豊岡市監査委員 中 嶋 英 樹
豊岡市監査委員 西 田 真

財政援助団体等に対する監査（財政的援助団体監査）結果報告について
（ 地域コミュニティ組織 ）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等に対する監査を実施したので、同条第9項の規定により、その監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

財政援助団体等監査結果報告書
(補助金等交付団体監査)

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査（補助金等交付団体監査）

第2 監査の対象

1 監査の対象

地域コミュニティ組織

（当該団体の事業に関係するくらし創造部地域づくり課及び各振興局地域振興課の事務を含む。）

2 選定理由

以下の事由により、当年度の監査対象とした。

- (1) 地域コミュニティ組織（以下「組織」という。）の運営が平成29年度から開始され一定の期間が経過している。
- (2) 補助金等が交付の目的に沿って適正かつ効率的に執行され、十分効果を上げているか確認する。
- (3) 適正な会計処理、財産の管理が行われているか確認する。
- (4) 所管課として、補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか確認する。

第3 監査の目的と範囲

1 目的と範囲

交付金を交付している団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか、当該事務が関係法令及び規程等に準拠し適正で効率的かつ効果的に行われているかを、関係者によるヒアリングや証ひょう書類等を突合するなどの監査手続を通じて試査する。

特に今回の監査は、組織における出納事務手続、その他関係事務について、適時適切に行われているかという観点から、令和2年度から令和4年度までの3年間の収支状況の事務を監査の対象範囲として実施した。現地監査については、「コミュニティこくふ」1団体を選定して行った。組織に関係する地域づくり課及び日高振興局地域振興課の事務が、関係法令等に則り適切に処理されているか試査した。

2 方法

- (1) 豊岡市補助金等交付規則及び関係補助金等交付要綱に基づく関係書類を閲覧し、補助金等交付申請書、交付決定書、実績報告書及び額確定通知書の事務手続きが適正に行われているかどうかなどについて書類審査を行うとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。
- (2) 補助等を受けた団体の中から1団体を抽出して、補助金等に係る出納その他の事務の執行について関係帳簿の提出を求め、補助金等が補助目的及び事業計画に基づき適正に執行されているかどうか、会計経理の内容が適正であるかどうかなどについて監査を行った。

第4 監査の着眼点

監査の実施にあたり、監査の着眼点を次のとおり設定した。

1 財政援助団体関係

- (1) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- (2) 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- (3) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- (4) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (5) 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- (6) 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- (7) 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期などは適切か。
- (8) 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。

2 所管部局関係

- (1) 補助金等の決定は法令等に適合しているか。
- (2) 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (3) 補助金等に関する条件の内容は明確か。
- (4) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (5) 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- (6) 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- (7) 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合・廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

第5 監査の主な実施内容

1 事前監査（予備調査）の実施

組織、地域づくり課及び日高振興局地域振興課を対象に、監査委員事務局職員による事前監査（予備調査）を実施した。事業が交付の目的に沿って良好に運営されているか、出納その他の事務が関係法令や規程などに従って適正に処理されているかなどを主眼に、会計諸帳簿その他関係書類の一部を抽出して調査するとともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

事前監査においては、主な着眼点毎に、内部統制の整備状況及び運用状況について、事前監査点検事項を設定する方法により監査を実施した。

- (1) 実施日 令和5年10月12日

2 監査委員監査（本監査）の実施

- (1) 実施日 令和5年10月25日
- (2) 監査委員名 監査委員 羽尻 知充、監査委員 中嶋 英樹、監査委員 木谷 敏勝
※ 木谷 敏勝監査委員は、11月13日で退職した。
- (3) 基準等 豊岡市監査委員監査基準及び監査等の実務ガイドライン（全国都市監査委員会編集）

第6 監査の実施場所及び日程

- 1 実施場所 国府地区コミュニティセンター会議室
- 2 監査の期間 令和5年9月1日から11月24日

第7 監査の結果

今回の監査は、豊岡市から組織への財政援助に係るもので、組織の出納、関連するその他の事務の執行が、計画及び交付条件に従って実施され、十分な成果が上げられているか、また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないかなどを重点に、主として令和5年度執行の事務について聴取し、関係諸帳簿の検査を実施した結果、補助金等の交付目的に沿って適正に執行されていると認められる。

なお、今回の監査における要望事項等は、「6 監査の総括及び所見」に述べているとおりであるので、これらの要望事項等に関しては検討を求める。

また、軽易な注意事項等についてはその都度口頭で改善指導したので、記述を省略した。

以下、監査結果は次のとおりである。

文中及び各表中の計数は、原則として表示単位未満を四捨五入により端数処理した関係上、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

1 地域コミュニティ組織の概要

(1) 地域コミュニティづくりの理念と目指す姿

ア 市では、令和2年2月に地域コミュニティのあるべき将来像とその実現のための方法を示した「豊岡市地域コミュニティビジョン」を策定した。このビジョンを指針に、各組織がそれぞれの地域づくり計画策定に取り組んでいる。

イ 地域づくり計画では、地域の資源、魅力や課題を洗い出し、10年後の地区の将来像を描いている。組織では、その将来像の実現に向けて取り組んでいる

(2) 地域コミュニティづくりの拠点「コミュニティセンター」

ア コミュニティセンターは、これまでの貸館や住民のよりどころとしての社会教育機能に加え、地域の様々な課題を解決する組織の拠点施設として位置づけ、住民自治の拠点として活用されている。

イ 組織は、市との委託契約により、施設の受付、施設使用料の収納事務、日常点検などの管理業務を行っている。

(3) 各組織の概要は次のとおりである。

ア 組織

(令和5年4月1日現在)

組織名	人口(人)	世帯数(世帯)	高齢化率(%)	集落数(区)
とよおかコミュニティ31	8,336	4,110	37.0	31
八条コミュニティ	5,303	2,334	25.9	9
三江コミュニティ	2,999	1,358	37.1	10
コミュニティたづるの	2,687	1,089	26.6	10

組織名	人口(人)	世帯数(世帯)	高齢化率(%)	集落数(区)
コミュニティ五荘	11,885	5,194	26.9	17
コミュニティ新田	3,378	1,425	28.4	8
コミュニティなかすじ	1,745	694	37.2	9
奈佐地区コミュニティなぎさの会	942	383	43.2	12
コミュニティみなと未来	2,394	1,034	42.9	7
神美コミュニティ	1,975	751	32.7	10
コミュニティ城崎	3,090	1,566	39.4	31
NOF法人わいわいみ・な・み ※1	886	396	49.3	17
中竹野地区コミュニティ	595	230	41.7	9
コミュニティたけの	2,514	1,050	40.7	17
コミュニティこくふ	2,967	1,197	32.6	13
八代おもいやりネット	630	238	42.9	9
日高地区コミュニティ「きらめき日高」	7,413	3,095	29.4	18
コミュニティ三方	2,342	925	43.2	16
桜・清流の郷きよたき	1,420	583	42.8	7
西気明日のいしずえ会	675	287	44.6	7
弘道コミュニティ協議会	3,597	1,560	34.3	16
はにの里菅谷協議会	537	218	39.9	5
福住ふれあい協議会	1,407	578	37.6	9
床尾の里てらさか	523	192	40.2	4
夢コミュニティ小坂	1,730	690	38.3	13
小野コミュニティ	1,077	431	35.1	4
資母まちづくり協議会	1,482	634	46.6	17
コミュニティあいはし	1,507	640	43.5	16
コミュニティたかはし「たかねっと」	710	319	48.2	9

人口及び世帯数は、住民基本台帳登録数

※1 特定非営利活動法人竹野南地区コミュニティわいわいみ・な・みの略称

イ 組織の体制

- (ア) 組織の規約及び定款に基づき、会長、役員会、部会等が設置されている。
- (イ) 事務局の立場で組織の運営や地域づくりの活動を行う地域マネージャーを市が雇用し、各地区に配置している。
- (ウ) 地域マネージャー以外に必要な職員については各組織で直接雇用している。

2 補助金等対象事業

令和4年度各組織等へ交付された予算の交付状況は、次のとおりである。

(1) コミュニティづくり交付金

組織運営のための経費と、従来から市が支援してきた公民館活動相当の活動経費を基本にした考え方で交付するもので、各年度2回（4月及び10月）に分けて交付している。

コミュニティづくり交付金の積立に関して、特定目的積立は、後年度に、目的を持って執行する必要がある場合に目的を明確にしたうえで組織が基金を設置し、必要額の積立ができるものとしている。また一般積立は、未執行の額について次年度事業の積立金として積み立てるものとし、当該積立金額を次年度の交付金額から控除（差し引き）することとしている。令和4年度は、4団体の交付額から控除している。

組織名	交付額(円) (変更交付額)	収入(円)	支出(円)	差引残額(円) (一般積立金)
とよおかコミュニティ31	5,512,000	5,512,000	5,512,000	0
八条コミュニティ	4,846,000	4,846,000	4,846,000	0
三江コミュニティ	4,740,000	4,740,000	4,740,000	0
コミュニティたづるの	4,725,000	4,725,000	4,725,000	0
コミュニティ五荘	5,670,000	5,670,000	5,670,000	0
コミュニティ新田	4,756,000 (3,187,167)	4,756,000	3,423,712	1,332,288
コミュニティなかすじ	4,680,000	4,680,000	4,680,000	0
奈佐地区コミュニティなぎさの会	4,642,000	4,642,000	4,642,000	0
コミュニティみなと未来	4,715,000	4,715,000	4,715,000	0
神美コミュニティ	4,691,000 (4,600,912)	4,691,000	4,215,267	475,733
コミュニティ城崎	5,136,000	5,136,000	5,136,000	0
NPO法人わいわいみ・な・み	4,639,000	4,639,000	4,639,000	0
中竹野地区コミュニティ	4,628,000	4,628,000	4,628,000	0
コミュニティたけの	4,965,000	4,965,000	4,965,000	0
コミュニティこくふ	4,741,000	4,741,000	4,741,000	0
八代おもいやりネット	4,626,000	4,626,000	4,626,000	0
日高地区コミュニティ 「きらめき日高」	5,270,000	5,270,000	5,270,000	0
コミュニティ三方	4,712,000	4,712,000	4,712,000	0
桜・清流の郷きよたき	4,670,000	4,670,000	4,670,000	0
西気明日のいしずえ会	4,628,000	4,628,000	4,628,000	0
弘道コミュニティ協議会	5,019,000	5,019,000	5,019,000	0
はにの里菅谷協議会	4,626,000	4,626,000	4,626,000	0
福住ふれあい協議会	4,662,000	4,662,000	4,662,000	0
床尾の里てらさか	4,620,000	4,620,000	4,620,000	0
夢コミュニティ小坂	4,681,000 (3,699,752)	4,681,000	3,954,307	726,693

組織名	交付額(円) (変更交付額)	収入(円)	支出(円)	差引残額(円) (一般積立金)
小野コミュニティ	4,598,000	4,598,000	4,598,000	0
資母まちづくり協議会	4,667,000	4,667,000	4,667,000	0
コミュニティあいはし	4,917,000 (4,698,904)	4,917,000	4,917,000	0
高橋振興対策協議会	4,631,000	4,631,000	4,631,000	0
計	136,554,735	—	—	—

(2) 地域コミュニティ活動促進事業交付金

地域コミュニティの活性化を図るため、新たな事業の立ち上げを支援する「新規事業分」と、計画の策定または改定を支援する「地域づくり計画分」があり、同一事業につき、3年間で限度に交付するものである。基本的には、1組織1年間50万円を限度としているが、特に有効と市が認める場合は、別に限度額を定めることができる。なお、交付の可否、交付限度額は、組織から事業提案を受け、審査委員会の意見を踏まえて決定している。

組織名	補助対象事業	交付額(円)
コミュニティみなと未来	地域づくり計画策定事業（印刷製本）	124,740
コミュニティ城崎	城崎歳時記プロジェクト～ふるさと城崎の伝統をつなぎ、人をつなぐ～	500,000
NPO法人わいわいみ・な・み	地域づくり計画策定事業	500,000
弘道コミュニティ協議会	弘道スマイルプロジェクト～あなたの夢を叶えるお手伝いをいたします～	81,000
小野コミュニティ	小野のお宝再発見撮影会とフォトコンテストから発信へ	345,000
高橋振興対策協議会	高橋ふるさと文化祭～あなたが主役の発表会～	285,000
計	—	1,835,740

(3) 豊岡市自治会活動保険等加入補助金

地域住民の自主的事業を促進するとともに、不慮の事故に対する自治会及び組織の対応を支援するため、自治会活動保険加入費の助成を行っている。

令和4年度は、豊岡市地域コミュニティ協議会(※2)へ3,327,750円の交付を行っている。

(※2) 29地区の地区間の情報共有や連絡調整を行う団体

(4) 令和5年度の補助金等の交付決定等

当年度も補助金交付要綱等に基づき交付申請を受け付け、当該申請に係る書類等の審査を行い、コミュニティづくり交付金、地域コミュニティ活性化交付金及び豊岡市自治会活動保険等加入補助金の交付の決定を適正に行っている。

組織と市は、お互いが連携し協働するパートナーの関係で、市は各組織と緊密に連携し、地域活動の推進・支援を行っている。

3 コミュニティセンターの施設概要及び利用状況

令和4年度中のコミュニティセンターの利用状況は、次のとおりであった。

コミュニティセンター名	現施設 開設年	建 物 延面積(m ²)	利用 回数	利用人員 (人)	使用料 (円)
豊岡地区コミュニティセンター	H13	1,856.13	2,683	56,914	1,125,320
八条地区コミュニティセンター	H元	860.71	406	5,995	8,180
三江地区コミュニティセンター	S62	640.98	613	6,777	113,850
田鶴野地区コミュニティセンター	S56	588.60	528	5,749	52,980
五荘地区コミュニティセンター	H15	1,312.50	869	132,902	249,150
新田地区コミュニティセンター	S59	654.87	490	10,371	150,270
中筋地区コミュニティセンター	S52	537.53	210	3,914	6,560
奈佐地区コミュニティセンター	H18	497.12	286	2,773	6,980
港地区コミュニティセンター	H6	714.97	490	6,594	28,840
神美地区コミュニティセンター	H3	518.77	386	3,511	12,770
城崎地区コミュニティセンター	H19	704.65	618	4,775	92,460
竹野南地区コミュニティセンター	H29	587.00	428	4,675	9,440
中竹野地区コミュニティセンター	S53	637.87	286	3,476	11,690
竹野地区コミュニティセンター	H23	613.69	760	14,844	133,480
国府地区コミュニティセンター	S58	588.00	683	6,577	131,220
八代地区コミュニティセンター	H5	527.58	355	4,007	351,180
日高地区コミュニティセンター	S53	2,086.24	2,625	87,539	2,622,140
三方地区コミュニティセンター	S56	599.33	438	15,383	5,100
清滝地区コミュニティセンター	S57	546.68	369	5,578	21,210
西気地区コミュニティセンター	H29	465.00	310	3,355	61,500
弘道地区コミュニティセンター	H20	572.19	829	8,448	109,050
菅谷地区コミュニティセンター	H16	286.17	395	2,931	780
福住地区コミュニティセンター	H19	494.42	497	5,883	116,750
寺坂地区コミュニティセンター	H20	437.75	193	1,790	6,240
小坂地区コミュニティセンター	S56	467.11	379	4,386	30,000
小野地区コミュニティセンター	H24	368.71	103	1,395	48,560
資母地区コミュニティセンター	H22	509.00	591	5,482	16,780
合橋地区コミュニティセンター	H19	752.90	568	6,151	210,900
高橋地区コミュニティセンター	H6	498.59	339	3,392	0
計	—	—	17,727	425,567	5,733,380

※ 貸館及び県民交流広場以外の場所において、申請により組織の事務所を置くことができ、すべての組織で、事務所をコミュニティセンター内に置いている。

4 コミュニティこくふの概要

(1) 概要

ア 名称 コミュニティこくふ

イ 設立年月日 平成28年12月14日

ウ 所在地 豊岡市日高町野々庄934番地の2

エ 国府地区の紹介

令和5年4月1日現在、人口は2,967人、世帯は1,197世帯、高齢化率は32.6%となっている。

(ア) 豊岡市の南部、日高町の東部に位置し、ちょうど出石と豊岡・城崎に向かう分岐点にあることから、古くから交通の要衝として多くの人々が集まった地区である。

(イ) 「府中」や「府市場」などの地名が古くから伝わっていることから、但馬国府があった場所ではないかと言われている地区である。

(ウ) 国府平野が広がり、水利も良いことから、米作りが盛んで、但馬有数の穀倉地帯となっている。

(エ) 円山川と八代川が合流する北部地域は、平野の内水と八代川の氾濫でたびたび水害に襲われており、八代川の改修や排水ポンプの設置などの治水事業が進められてきたが、まだ水害の不安が残っている。

(オ) 現在は、13区が存在し、人口は減りつつも世帯数は増えており、市内では比較的人口減少率が低い地区である。一部の集落では高齢化率が高く、将来的な集落の維持が懸念されている。

(カ) 世界的な冒険家である植村直己の生誕の地として知られている。

(2) コミュニティこくふ（構成団体）

「コミュニティこくふ」規約で、会員は、地区に居住する住民、地区で活動する団体、地区に住所を置く事業所と定められている。各種団体は10団体で、総会で審議及び決定を行う「代議員」としてコミュニティこくふの運営に関与している。

(3) 役員体制

会長1名、副会長1～2名、役員3名、部長4名、事務局長（会計）1名、監事2名となっている。区長会の選考委員会による役員を選考、役員3名に区長会三役が充てられるなど、区長会が強く関与する役員体制となっている。

(4) 各部会〔人づくり文化部・人づくり体育部・地域福祉部・地域防災部・まちづくり部〕の取組

ア 人づくり文化部 《文化の伝承と発展を目指す》

ふるさと探訪、ふるさとまつり、作品展 等

イ 人づくり体育部 《スポーツを通じて健康推進を目指す》

ふれあい運動会、ソフトボール大会、ソフトバレーボール大会、グラウンドゴルフ大会 等

ウ 地域福祉部 《安全・安心で助け合える地域づくりを目指す》

独居者の見守り、認知予防、健康教室 等

エ 地域防災部 《災害対応力の維持向上を目指す》

消火訓練、救命講習会、避難訓練 等

オ まちづくり部 《地区の活性化を目指す》

ふれあい観桜会、植村直己冒険賞受賞者を囲む会、事務局事業 等

(6) 収支の状況

令和4年度コミュニティづくり交付金関係決算状況明細書

(ア) 収 入

科 目	決算額(円)	備 考
補助金	4,741,000	コミュニティづくり交付金
合 計	4,741,000	

(イ) 支 出

科目・事業区分	決算額(円)	備 考
運営費	4,180,239	
事務局員手当	3,742,239	コミュニティ支援員、地域支援員
雇用事務手当	36,000	会計事務補助
役員報酬	402,000	役員報酬
事業費	560,761	
人づくり文化部	344,211	
ふるさとまつり	209,777	景品、クリーニング代ほか
ふるさと探訪	35,229	そば協力金、お茶代ほか
教育講演会	50,000	講師料ほか
作品展	49,205	お茶代、御礼ほか
人づくり体育部	89,997	
ソフトボール	57,594	参加賞、一日保険ほか
グラウンド・ゴルフ	32,403	参加賞ほか
地域福祉部	280	
研修会	280	郵券
地域防災部	8,976	
救命講習会	2,522	お茶代
消火訓練	1,656	お茶代
研修会	4,798	お茶代、郵券
まちづくり部	19,144	
かるた大会	19,144	景品、講師料ほか
各教室・講座等	98,153	講師料、材料代ほか
合 計	4,741,000	

本市が交付した交付金はすべてコミュニティこくふの預金口座に入金され、予算執行が行われていた。

コミュニティづくり交付金について、会計監査が実施され、会計報告が行われている。

6 監査の総括及び所見

<組織関係>

令和4年度の交付金に係るコミュニティこくふの財務関係書類を抜粋して照合したところ、計数的な誤りはなく、出納その他の事務については、適正に処理されていると認められた。謝金や役員報酬などの諸規程は整備され、組織内での支払いのルールが定められていた。

事業は、計画及び交付条件に従って実施され、効果が上げられていることを確認した。

<コミュニティこくふ>

(1) はじめに

コミュニティこくふは、平成28年に組織を設立、平成29年に「コミュニティこくふはじめの第一歩計画」（地域資源活用や地域課題解決を見据えた事業計画）を策定し、それを基に多くの事業やイベントを実施し、コミュニティの本来の姿である地域内外の人々がコミュニケーションを図る場の提供を行ってきた。

コミュニティこくふの運営については、国府地区区長会や各種地域団体等と連携しながら行っている。また、必要に応じて、くらし創造部地域づくり課、日高振興局地域振興課及び中間支援組織「ちいきのて」の支援や指導を受けている。

(2) 現 状

地域住民の活動の拠点、交流の場として幅広い世代でコミュニティセンターが有効に活用されており、地域の特性を生かした事業を行っている。代表的な事業として、令和4年度から手芸作品の展示会である「つくるよろこび展」（おかんアート展）を実施している。これは、兵庫県立大学との縁から甲南女子大学、神戸市の作家と繋がり始まった事業で、この2大学及び神戸市の作家とは、年に何度か交流する関係に発展している。

コミュニティこくふで実施された各種事業及び地域に密着した話題等については「コミュニティこくふだより」を毎月発行し、地区に広報されている。また、フェイスブック、インスタグラム等のSNSによる活動状況の情報発信も行っており、フォロワー数も上昇している。

令和2年に市から各地区をどのように維持活性化させていくのか、基本的な在り方が示されたことを受けて、今後10～15年先の国府地区を見据えたビジョンを策定することとし、市と中間支援組織「ちいきのて」の協力を得て、国府地区の全住民アンケートの結果を基に、ワークショップ形式で検討・協議を繰り返し、令和5年1月に「国府地区コミュニティビジョン」（国府地区地域づくり計画）を策定した。同ビジョンは、取り組む具体的な活動や事業を「すぐやること」「3～5年後にやること」「5年後以降にやること」「いったん置いておくこと」の4つに分類し、その内容に沿って取り組みを進めようとしている。

(3) 所 見

引き続き、国府地区内での情報共有、意思疎通に努められ、各種地域団体との連携を深め、住民のコミュニティこくふへの理解が深まることを期待している。

<所管課関係>

29の組織に関係する地域づくり課及び各振興局地域振興課の事務について、豊岡市補助金等交付規則及び豊岡市補助金等交付要綱に基づき、令和4年度の交付金交付手続きは適正に行われていた。報告書等の書類の検査は、組織の決算書、交付金関係の収支状況、交付金関係決算状況明細書、金銭出納簿、領収書、通帳、備品台帳等を照合して行い、必要に応じて現場調査等を行っていることを確認した。

また、財政援助により取得し、又は効用の増加した財産について、交付の目的に反して使用することなどは行っておらず、適切に管理されていると聴取した。

所管課では、組織の地域づくり計画の策定検討会等に随時参加し、状況把握を行ったり、中間支援組織「ちいきのて」から組織の状況について適宜報告を受けるなどして組織の運営・活動状況を確認している。また、毎月地域マネージャーから活動状況の報告を受けている。

内部統制の有効性及び事務の経済性、妥当性並びに合理性の観点から、要望事項については次のとおりである。

<組織関係>

〔要望事項〕

- (1) 規約によれば、代議員は女性が参画できるように努めると規定されているが、区と各種団体から選出されるため、女性の代議員は少数となっている。女性が参画しやすくなる仕組みづくりを検討され、より多くの女性が代議員、役員としてコミュニティこくふの運営に参画されることを期待する。
- (2) 現状、監事は会計監査のみを実施しているが、コミュニティこくふで実施されている事業内容を把握することで、よりの確な会計監査の実施が期待できることから、事業監査の導入を検討されたい。
- (3) 文書決裁の明確なルールが無いため、文書決裁規程の制定を検討されたい。

〔注意事項〕

- (1) まちづくり部は部長を置かず、行事ごとに実行委員会を設置する運用となっているが、規約では各部に部長を置くこととなっており、規約に反する状態となっている。まちづくり部の運用と規約の整合性が取れるよう、運用又は規約の見直しをされたい。

<所管課関係>

〔要望事項〕

- (1) 組織による地域づくりがさらに進展し、確実なものとなるよう、「地域づくり計画」の策定や見直しを支援するとともに、地域コミュニティビジョンの具体的な行動計画となる庁内横断的なアクションプランを確実に進めている。
今後とも庁内調整を進め、組織と協働して地域づくりに取り組みされたい。
- (2) 組織が地区住民から信頼できる組織として活動できるように、民主的な意思決定や運営のルール、責任ある運営体制、自律的なチェック機能を備える団体となるよう、様々な支援を続けている。
引き続き、組織の監督及び各種指導を適切に行われたい。